

〈読書会企画〉

## 水道問題と民主主義を考える

岸本聡子『水道、再び公営化！ 欧州・水の  
闘いから日本が学ぶこと』を題材に

—目次—

趣旨説明

書評

討論

### 趣旨説明：研究者であることと市民であること

2021年6月20日、『人文×社会』Slack コミュニティ内の企画として、岸本聡子『水道、再び公営化！ 欧州・水の闘いから日本が学ぶこと』（集英社、2020年）のオンライン読書会を開催した。当日私（谷川）が行った書評報告と、参加者6名で行った討論の内容を以下に掲載するが、それに先立ち、この読書会の企画趣旨を述べておきたい。なお、この趣旨説明の内容は、呼びかけ人である私個人の見解に過ぎないことをあらかじめお断りしておく。

2020年10月に発覚した日本学術会議会員候補の任命拒否問題は、政治権力に対する学問の独立が容易に脅かされ得るものであることを思い起させた。そしてまた、民主的な社会を営むうえで学問、特に人文・社会科学が果たすべき役割は何かという点について、研究者の間ですら共通認識があるとは言えないことも痛感させた。コロナ禍によって集いの場としての大学の機能が著しく低下し、学生・研究者個々人の孤立が深まるさなかの出来事であった。

電子雑誌『人文×社会』はこうした状況を背景として立ち上げられた。『人文×社会』では、Slackなどのオンラインツールを利用して、人文・社会科学に属する学生や若

手研究者の「コミュニティー」を形成し、それを基盤として雑誌発行を行うことによって、個人間・分野間の交流、学問と社会との橋渡し、そして民主主義の基礎である自治能力の涵養を図ってきた。『人文×社会』立ち上げの経緯については、第1号（2021年3月15日発行）の「座談会企画 大学と社会を考える」に望月滯氏が付した「趣旨説明」をあわせて参照されたい。

「学問と社会との橋渡し」に関連してもう少し述べたい。人文・社会科学に属する研究者、特に大学院生をはじめとする若手研究者が、現代の政治・社会問題について意見を表明することは、極めてハードルが高いように思う。少なくとも日本近代史を専攻する私自身は、長らくその点に困難を覚え、研究者としての自分と一市民としての自分の間にある矛盾を感じてきた。日々発生する政治・社会問題は、ほとんどの場合、多かれ少なかれ自分の専門と関連している。何か発言する場合は、専門家として十分に準備した上で行うべきだと思う。すると、「まずは一人前の研究者と言えるだけの業績をあげるべきだ」という意識が前面に出て、その時々の政治・社会問題については結局何も言えなくなってしまう。これは私個人の心の動きに過ぎないが、同様の立場にある研究者のほとんどが、現代の政治・社会問題について直接的に意見を表明することに関して極めて抑制的であることは確かである。

このことは、社会全体にとって大きな損失ではないだろうか。若い世代は、現代社会のあり方を批判的に分析し、今後の社会のあり方を構想する営みの牽引役となり得る存在である。人文・社会科学に属する若手研究者が各自の中で育てている専門性もまた、このような営みにおいて重要な役割を果たし得るだろう。学術会議任命拒否という衝撃が、ベテランの研究者だけでなく、若手研究者や学生も共に目の前の政治・社会について考え、言葉を交わす風潮を生み出したことは、不幸中の幸いであった。これを一過性のものとするべきではない。

この企画は、上述のような心理的ハードルを意識しながら、それでも現代の政治・社会問題について議論するための、ごちない試みの一つである。そのためあえて、学術研究の成果を発表することよりも特定の政治的主張を行うことに重点を置いている文献を選択した。

その中でも特に『水道、再び公営化！』（以下、「本書」）を取り上げる理由は第一に、現代の様々な論点のうちの一つである水道の民営・公営問題は私の研究テーマである「明治期日本の官業払下げ」と関連が強く、論じる際の心理的ハードルが比較的低いことである。書評報告は、近代日本における公益事業の公営化事例、および「政府」・「資本」・「市民」の関係について、ごく限られた議論を紹介した上で、そこから大きく踏み出す形で本書の主張に対して感想を述べるという構成を取った。その後の

討論では、専門や関心の所在を異にする参加者によって、水道事業における広域連携や河川流域における自治体間連携、公営企業が水道事業を運営することの意味、日本における公益事業費の負担方法の歴史的特質等、幅広い論点が提示された。

本書を取り上げる第二の理由は、「ミュニシパリズム」という発想の興味深さである。国家やグローバル資本とは異なり、地域にとっての価値を最優先して行動し得る主体として、地域の自治に根差した地方自治体を重視する考え方で、本書の議論の中核をなす。公権力と自治という問題は、『人文×社会』立ち上げ時点の問題意識と通じており、ぜひ議論してみたいと考えた。

人文・社会科学に属する学生・若手研究者が現代の政治・社会問題を自由に議論できる空気を醸成すること、人文・社会科学の知を持ち寄り、より良い社会を構想することに、この企画がほんの僅かでも貢献できれば幸いである。

(谷川みらい)

## 書評：岸本聡子『水道、再び公営化！ 欧州・水の闘いから日本が学ぶこと』

谷川 みらい

本稿は、「趣旨説明」で述べた意図に基づき、2021年6月20日の読書会冒頭に行った報告の内容を、後日文章化したものである。その際大幅に加筆・修正を行ったため、討論の内容と一部齟齬が生じていることをお詫び申し上げる。以下ではまず本書の内容を要約した後、水道問題に関する他の論者の議論と比較して本書の特色を述べる。次に、近代日本において私的な経営の下にあった公益事業が公営化された事例を挙げる。最後に、明治期の官営事業や、昭和戦前期から現在に至る「市民社会」という語の使用方法に着目し、「政府」・「資本」・「市民」の関係が従来どのように把握されてきたのか検討する。議論を進めつつ、適宜本書の内容に立ち返り、論点を提起する。

### 1. 要約

第1章「水道民営化という日本の危機」では、著者（岸本氏を指す。以下同様）の問題関心の概要が示される。2013年4月に訪米中の麻生太郎副総理・財務大臣が日

本の水道民営化推進を宣言した。その後2018年末に成立した改正水道法にはコンセッション方式による官民連携の推進が盛り込まれた。コンセッション方式とは、「公共施設の所有権をもった自治体が、「運営権」を民間企業に売却する民営化手法」(21頁)である。「運営権」とは転売も可能な物権であり、指定管理者制度による業務委託等とは次元が異なるものである。この改正は外資系水メジャーの本格的な日本進出に道を開くものであると著者は指摘する。

一方で、海外では民営の水道が再公営化される動きが起こっている。著者らが行った調査によれば、2017年時点で33か国267件の水道事業が再公営化されていた。その理由としては、①人員削減によるサービスや品質の低下、②設備投資の不足、③民間事業者の監督が困難、④適切な水道料金設定が困難であること、⑤財務状況の不透明性、以上5点が挙げられている。著者は、〈コモン〉すなわち「民主的に共有され、管理されるべき社会的な富」という概念が提示し、「水という〈コモン〉から始まる、新しい民主主義の胎動」として水道事業再公営化を捉えようとする(33～34頁)。

第2章「水メジャーの本拠地・パリの水道再公営化」、第3章「資本に対抗するための「公公連携」」ではフランスの事例が紹介される。上下水道事業を担う国際的大企業「水メジャー」であるヴェオリア社およびスエズ社は、いずれもパリに本拠地を置く。パリ市は両社と25年間の水道コンセッション契約を結んでいたが、2010年の契約満了と共に再公営化した。契約期間中に水道料金は265%値上がりし、また財務状況も不透明であった。パリ市が100%出資して新設された水道公社「オー・ド・パリ」は、株主配当や役員報酬が不要であること等から費用を節約し、料金を値下げすることに成功した。「オー・ド・パリ」理事会は市議・労働者代表・市民組織代表・経営幹部で構成され、市民フォーラム「パリ水オブザバトリー」も企業がバナンスに組み込まれている。

各自治体の間では、公営水道に関するノウハウ・技術の共有が行われている。大消費地と水源自治体との間での広域連携も行われる。ニース市とその水源にあたる山間部までを含む広範な地域であるニース都市圏では、7割近い自治体に参加する水道公社が設立された。これは、自治体間で連帯し、水源を保護したり、山間部自治体の水道料金を引き下げたりする取り組みに、水メジャーが協力的でなかったことによるという。

第4章「新自由主義国・イギリスの大転換」、第5章「再公営化の起爆剤は市民運動」の舞台はイギリスである。イギリスでは保守党政権も「第三の道」路線を取る労

働党政権も共に PFI<sup>1</sup> 推進策を取ってきたが、2018 年に財務省が PFI 凍結を宣言した。公共事業を委託された PFI 企業が発生させた巨額の債務を、今後サービス利用料や税金で返済する必要があることが明らかになったためであった。同時に、税金逃れや株主配当、インフラ整備をサボタージュする口実のために、不要な借金をくり返す傾向がある民営化後の水道会社に対する批判も高まった。民営化に伴う水道料金高騰は「水貧困」、すなわち上下水道料金が収入の 5% 以上にあたる状態にある世帯割合を増加させてもいた。

2015 年、イギリス労働党は社会主義色の強いジェレミー・コービンを党首に据え、「第三の道」路線と決別し、水道を含む公共サービスの再公営化を公約した。その背景には「We Own It」等の再公営化を求める市民運動や、若者中心の政治運動「モメンタム」があった。

第 6 章「水から生まれた地域政党「バルセロナ・イン・コモン」、第 7 章「ミュニシパリズムと「恐れぬ自治体」」は、スペイン・バルセロナの水道公営化運動を紹介し、同市が体现する「ミュニシパリズム」の理念を説く。2011 年 5 月 15 日、「15-M 運動」と呼ばれる、失業したり住宅ローンが払えなくなったりした若者を中心とした政治集会がスペイン各地で行われた。この運動を契機として生まれた新興地域政党の一つが「バルセロナ・イン・コモン」である。住宅不足や水道・電力料金の高騰が、解決すべき喫緊の課題とされた。

バルセロナの水道は 1860 年代から民営で、その担い手はスエズ社の現地法人アグバー社である。2008 年の経済危機後、水道料金を払えない世帯の水道供給は停止された一方で、水道料金の約半分は株主配当・広告費・親会社スエズ社への支払いに充てられていた。アグバー社とバルセロナ市との間で水道運営に関する契約は従来存在しなかったが、2012 年に 35 年間の契約が新たに結ばれた。これに対し、専門家や技術者を含む「命の水市民連合」が抗議活動を行ってきた。「バルセロナ・イン・コモン」には「命の水市民連合」のメンバーが多く参画した。そして 2015 年、「バルセロナ・イン・コモン」が市議会第一党となり、メンバーのアダ・クラウが市長となった。しかしアグバー社との契約破棄は未だ実現していない。

「バルセロナ・イン・コモン」は、伝統的に各地域で行われてきた住民の小規模な合議を、「地域自治協会」として制度化し、市政につながるルートとした。このような取り組みは「ミュニシパリズム」と呼ばれる。筆者によれば「ミュニシパリズム」

---

1 PFI (Private Finance Initiative) は「公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法」と説明されている (本書 20 頁)。



とは、「選挙による間接民主主義だけを政治参加とみなさずに、地域に根づいた自治的な合意形成をめざす地域主権的な立場」であり、「新自由主義を脱却して、公益と〈コモン〉の価値を中心に置く」ことである（133～134頁）。背景にはグローバル資本と結託する国民国家への不信感がある。「バルセロナ・イン・コモン」はEU議会に向け、20か条の「ミュニシパリズムの原則」を発表した。バルセロナ市に共感する世界各地の都市は「フィアレス・シティ」として連帯している。

「フィアレス・シティ」においては、公共調達を地元で行うことが重視される。公共調達を公開入札によって行えば、多くの場合地域外の大企業が受注し、地域の富が地域外に流出してしまう。同様に水道民営化は、水道を運営する能力を地域外に流出させる。筆者は、「自治体が提供するサービスの、アウトソーシング（外部発注）をやめ、インソーシング（内部化）に舵を切る」（154頁）ことを主張し、自治体・公営企業が地域に安定的で尊厳のある雇用を生み出すことの重要性を指摘する。

最終章である第8章「日本の地殻変動」では、コンセッション方式導入に向かう日本の現状にあらためて警鐘を鳴らす。市民運動によって上水道サービス民営化の検討をいったん中止することとなった浜松市の事例もあるが、宮城県では上下水道のコンセッション方式導入に向けた条例改正案が成立した<sup>2</sup>。政府は、水道運営権を売却する自治体にはその対価で過去の借金を金利分なしで返済できるという特典を与える一方で、自治体が詳細な検討をしないままPPP<sup>3</sup>/PFI導入を拒否した場合、その理由の説明を求め、「助言」「勧告」することが可能としている。水道運営を民間業者任せにすれば、料金の値上げや自治体の能力の低下・喪失、特に災害対応能力の低下が危惧される。筆者は、コンセッション契約を導入せずに地域の水道インフラを維持する手段として、ダウンサイジングと適切な技術選定を挙げる。そして、水道の現場で働く人々と連帯しつつ、市民参加型の政治運動を展開すべきだと主張する。

2 2021年7月には、上下水道と工業用水の20年間の運営権を民間企業に一括売却することが宮城県議会で正式に決定した。優先交渉権者は、東京に本社を置くメタウォーター社を代表とする企業グループである。同グループは、水道の維持管理業務を担う会社として新たに宮城県に「株式会社みずむすびサービスみやぎ」を設立し、地元人材を雇用している。ところが「株式会社みずむすびサービスみやぎ」の議決権株式の51%は水メジャー・ヴェオリア社の子会社が保有していることが、6月に明らかになった（橋本淳司「宮城県水道民営化の何が問題か」『世界』2021年9月号、16、18頁。宮城県「宮城県上下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る優先交渉権者（メタウォーターグループ）の提案内容について」（<https://www.pref.miyagi.jp/site/miyagigata/proposal-c.html>）も参照した。2021年9月7日最終閲覧）。

3 「官民連携」（Public Private Partnership）。公共サービスの運営に民間を参画させる手法（本書20頁）。

## 2. 水道民営化・コンセッション化に関する近年の議論と本書の位置

水道民営化やコンセッション方式の導入（以下「コンセッション化」）の弊害を懸念する論者は数多いが<sup>4</sup>、近年の欧州における市民運動の動向や地方自治体のあり方など、水道問題にとどまらない幅広い論点を提示している点は本書の特色である。特に、地域に安定的で尊厳のある雇用を生み出すという自治体・公営企業の役割に言及している点（本書 156 頁）に注目したい。厚生労働省は、水道法改正理由の一つとして水道事業に携わる職員数の減少を挙げているが<sup>5</sup>、公務員や公営企業職員の減少は自然現象ではない。前田健太郎氏が指摘するように、日本の公務員数は欧米先進国よりも低く抑えられてきた。独立行政法人・公営企業の職員等を含めた広義の公務員数においても同様である。前田氏は、男女平等の推進において公共部門における雇用が決定的な役割を果たすと述べ、公務員数を必要以上に低く抑えることの弊害を説く<sup>6</sup>。

一方で、政府の規模を縮小させ、政府が従来担っていた機能の一部を民間企業に移すことで、経済の活性化を図ろうとする考え方も根強い。吉村和就氏は、日本企業は世界の水ビジネスに参入すべきであるし、日本の水道にも民間資本を積極的に参入させるべきであると主張する。その上で、水道管の劣化、水道料金の地域差、水道事業を担う自治体職員が定年退職を迎えつつあること等、「日本の水道の現状を利用者にわかってもらった上で料金を上げることが必要だと思います」と述べている<sup>7</sup>。一方で、「東南アジアで水ビジネスを手がけるときの3カ条があります。「盗水、漏水、不払いの防止」。この3つを押さえないと、絶対に事業として成り立ちません」<sup>8</sup>と、民間水道事業の非情さも窺わせる。なお吉村氏は、2010年～2015年のフランスにおいて、上水道の再公営化とコンセッション化は共に68件、下水道の再公営化は80件、コンセッション化は150件という数字を挙げ、再公営化が支配的な趨勢になっている

4 例えば、近年出版された書籍として、橋本淳司『水道民営化で水はどうなるのか』（岩波書店、2019年）、内田聖子編著『日本の水道をどうする！？』（コモンズ、2019年）、尾林芳匡・渡辺卓也編著『水道の民営化・広域化を考える』（自治体研究社、2018年初版、2020年第3版）がある。

5 厚生労働省「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の背景・概要」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index_00001.html)）2021年9月18日最終閲覧。討論後の追記箇所の一つである。

6 前田健太郎『市民を雇わない国家 日本が公務員の少ない国へと至った道』（東京大学出版会、2014年）29、257、261、267頁。

7 吉村和就・沖大幹『日本人が知らない巨大市場 水ビジネスに挑む』（技術評論社、2009年）132頁。

8 吉村・沖前掲書、105頁。

わけではないことを指摘している<sup>9</sup>。

本書は、このような新自由主義とグローバル資本主義に対抗しようとするものだが、その際立った特色は、国家レベルの政策や国民の愛国心・排外感情に期待するのではなく、自治体という単位の活性化とその国境を越えた連帯＝「ミュニシパリズム」を打ち出している点にある。本書と同様、日本の水道事業への外資参入に警戒を促し、欧州の再公営化事例を紹介する堤未果氏が、読者の愛国心・排外感情に訴える語り口を用いている<sup>10</sup>ことを思えば、本書の「ミュニシパリズム」は革新的と言える。地方自治体という、すでに制度として確立され権力も備えている組織が、国民国家よりも小規模であるために、選挙のみによらない住民自治的な民主主義を活性化させる可能性を持つという議論は魅力的である。

ただ、疑問がないわけではない。「バルセロナ・イン・コモン」が発表した「ミュニシパリズムの原則」は20項目あり、その中には「難民を受け入れる町であろう」「気候危機から目を背けない」「政治を女性化する」等、多方面の論争的テーマが含まれる（本書147頁）。著者は、水道公営化の必要性は左派だけでなく保守の人々にも認識されているとしているが（本書66頁）、「ミュニシパリズムの原則」として多数の政策項目をパッケージにすることは、「ミュニシパリズム」の可能性を逆に狭めてしまうことになるのではないかと〈論点1〉。

### 3. 近代日本における公営化事例

近代日本においても、私的資本によって運営されていたインフラを公営化した事例は存在する。その際にはどのような議論が行われ、どのような問題が発生したのだろうか。

まず水道に関しては、松本洋幸氏の研究が詳しい。1890年に制定された水道条例においては、市町村の公費によるもの以外水道敷設を認めないという規定が設けられた。内務省衛生局長長与専齋が、イギリス・アメリカの「自治衛生」を理想としていたことが背景にあった。しかし日露戦争後には、急速に人口が増加する大都市郊外での水道整備が困難となり、水道条例が改正されて例外的に私営も認められるようになった。その結果東京市郊外では、町営水道・町村組合水道・私営水道会社など、多様な形態の水道事業体が成立した。それでも都市化のスピードに追い付かず、給水量

9 吉村和就「海外水ビジネスの要点を探る⑤海外の水道事業は本当に再公営化に向かっているのか～再公営化率はわずか1%以下である～」『水道公論』55(5)2019年5月、49頁。

10 堤未果『日本が売られる』（幻冬舎、2018年）第1章「日本人の資産が売られる」。



不足・高額な料金・普及率の停滞等が問題化した。特に民間最大手の玉川水道株式会社は、1933年、水道水に多量の塩水が混入した際復旧に時間を要したことや、東京市の倍近い水道料金を徴収していたことが、水道の公益性の観点から強く批判された。結局、1932年に東京市域拡張により公営水道事業は東京市水道課に一元化され、東京市近郊の民間水道会社も1935年以降逐次東京市に買収された。1930年代半ば以降には、府県主導による広域水道も多く成立した<sup>11</sup>。

一方電力は、民有民営形態を主として展開した。1938年に電力国家管理が実施される直前の時点で、電灯・電力収入の上位5位までを民間企業が占め、自治体としては大阪市の6位が最高であった<sup>12</sup>。この大阪市の電力市営化について、花木完爾氏の研究を見よう。大阪市では、大阪電灯株式会社が電力供給を行っていたが、1901年に市長に就任した鶴原定吉は、公益事業を民間企業が独占することを批判した。公益事業の私営には問題が多いというアメリカの議論の影響が指摘される。大阪市の市営電力事業の設立をちらつかせつつ大阪電灯に報償金の支払いを迫り、1906年に報償契約が締結された。第一次世界大戦中には、大阪電灯は急速な経営拡大により公害・停電を頻発させ、市民の反発を招いた。そして1923年、大阪市による買収が成立した。すでに大部分の住民が電力を利用しており、市は料金値下げやサービス向上に努めた。一方、電気工学者で東京帝国大学教授の渋沢元治は、市営電気事業は区域が狭く規模の経済を発揮できないと指摘し、民営を主張した。その後、電力供給網の全体最適化や都市・農村間の格差是正を理由に、電力国家管理へ向かうことになり、大阪市の電力事業も周辺自治体や電力会社と統合され、関西配電となった<sup>13</sup>。

水道では当初から市町村公営の原則が存在したのに対し、電力では民間企業による供給が先行していたので両者の状況は大きく異なるが、いずれにおいても私的な経営に委ねることの問題点が認識され、公営化が行われることはあった。ただし市町村営事業には、規模の狭小性と都市・農村格差の問題がつきまとっていたことが、上記の事例から読み取れる。町村間での組合形成は近代日本でも見られたが、吉村和就氏が指摘するような地域間の水道料金格差の問題を解決するためには、大都市ニースから山間部までを領域とする水道公社「オー・ダジュール」（本書72頁）の事例が参考になるかもしれない〈論点2〉。

11 松本洋幸『近代水道の政治史 明治初期から戦後復興期まで』（吉田書店、2020年）39～40、121～127、241～243、358～359、382頁。

12 橋川武郎『日本電力業発展のダイナミズム』（名古屋大学出版会、2004年）7、144頁。

13 花木完爾「戦前期地方公共団体による電気事業の買収 第2次世界大戦前のお阪市の事例から」『経済学雑誌』（大阪市立大学）121（1）、2020年12月、25～39頁。

金澤史男氏が分析した、1911年の静岡市における電力市営化についても見ておきたい。市営化は税外収入の確保を主目的とし、静岡電灯株式会社を買収する形で行われた。その際、当時の静岡市政において非主流派であった立憲政友会系の中小実業家層が反対に回った。反対理由は、買収価格が高額であること、労働集約的産業や宿屋・商店など電灯を多く使用する業者の負担によって富者の市税を軽減するのは不当であること、手続きの不透明性等であった。市政主流派は非政友系である実業家上層で、彼らが静岡電灯株式会社の取締役を構成していたこと、市営電気事業への電力供給者の座をめぐる静岡電灯株式会社と結びつく四日市製紙株式会社と政友派の富士水電株式会社が争っていたことが背景にあった。しかし公共事業一般の市営促進の世論の中で電力市営化は実現し、やがて市の重要な収入源として政友派にも認められた<sup>14</sup>。

この事例では、公営化が市内の中小実業家に負担を強いて上層の実業家に利益をもたらす性格を帯びており、それが党派的な対立に結びついていた。ある意味では〈論点1〉の繰り返しであるが、水道公営化を目指す「バルセロナ・イン・コモン」もやはり党派性を帯びているはずである。NGOや市民団体に残り、政治の監視にあたるメンバーもいるというが（本書124頁）、これは党派内部の自己規律とみなせるだろう。「バルセロナ・イン・コモン」を与党とする市議会で野党議員が再公営化の可否を問う住民投票の実施に反対する理由はアクバー社のロビイングと説明されるが（本書127～128頁）、こうした野党議員がどのような利害関心を持つ人々の支持を受けているのか気にかかる〈論点3〉。

#### 4. 日本の官営事業と「市民社会」

ごく単純化すれば、著者は「資本主義」（グローバル資本＋それと結託した国家政府やEU）対「民主主義」（民主的な市民＋それに支えられた自治体政府や公営企業）という対立構造で議論を組み立てているように見える。「政府」・「資本」・「市民」の関係については、それぞれ国内・外、また中央・地方という要素と絡まりつつ、従来様々な把握の仕方が試みられてきた。本節では、明治維新以降の日本で見られた様々な切り分け方を挙げ、その上で本書の議論の構造について改めて考えたい。

##### (1) 官営事業

明治元年にあたる1868年から10年余は、欧米の技術を取り入れた工場や交通・

---

14 金澤史男『自治と分権の歴史的文脈』（青木書店、2010年）143～150頁。

通信インフラが国家政府によって多く建設された。このような官営事業において目指されたのは、外国勢力に対抗し国家の独立を保つことであった。鉄道・電信の敷設は外国資本との競争の中で行われたし、法整備により鉱山開発からは外国資本が排除された<sup>15</sup>。明治政府の人々は「外国資本」対「国家政府」の構図を思い描いていたであろう。

19世紀後半から第1次世界大戦直前にかけてを「第1次グローバル化」の時代とする見方があるが<sup>16</sup>、地域の富が地域外に流出する傾向が存在したことも、この時期と現代の共通点であるように思われる<sup>17</sup>。江戸時代に東北諸藩が経営していた鉱山の多くは、明治新政府へ、そして縁故や実力によって政府に認められた全国レベルの民間業者へと移管された。秋田藩営であったが小野組・秋田県・中央政府の工部省と経営主体が変わった後に古河市兵衛に払下げられた阿仁・院内鉱山、盛岡藩営から工部省経営を経て藤田組に払下げられた小坂鉱山<sup>18</sup>などはその例である。盛岡藩の御用商人であった村井茂兵衛は、同藩から尾去沢鉱山の経営を委任されていたが、同藩がイギリス商人オールドから行った借金の返済を迫られ、その後債務を肩代わりした大蔵省から強引に鉱山を没収されている。間もなく尾去沢鉱山は大阪や東京で活動していた商人岡田平蔵に払下げられた<sup>19</sup>。対外的な危機意識は、国家中央への富の集中に結びついていた。

## (2) 福沢諭吉と田口卯吉

1880年11月、政府は工場払下げ政策を打ち出し、官営事業を民間の経営に移す試みを始めた<sup>20</sup>。その直前に、政府外の知識人である福沢諭吉と田口卯吉が、官営事業のあり方について議論している。

福沢は、経済の主体は原則として民間であるべきだが、鉄道・電信・ガス・水道等大規模な公益事業については競争が非効率性をもたらすので、政府が行った方が良いと主張した。ただし福沢はその前提として、「人民一般ノ見ル所ニテ此レナレハ安心

15 沢井実・谷本雅之『日本経済史 近世から現代まで』（有斐閣、2016年）115～116頁。

16 中村尚史『海をわたる機関車 近代日本の鉄道発展とグローバル化』（吉川弘文館、2016年）i頁。

17 東北学院大学文学部歴史学科編『大学で学ぶ東北の歴史』（吉川弘文館、2020年）は、東北の鉱山や水陸運を開発した明治政府の政策は東北諸州からの資源収奪に他ならなかったと捉えている（165～166頁、執筆者は岩本由輝氏）。

18 『工部省沿革報告』（大蔵省、1889年）282、305、347～348頁

19 『鹿角市史 第3巻 上』（鹿角市、1991年）374～381頁。

20 小林正彬『日本の工業化と官業払下げ』（東洋経済新報社、1977年）129～130頁。

ト認ル政体」を定めることが必要だとしている<sup>21</sup>。

一方田口が主宰する『東京経済雑誌』は、主に鉄道問題について、3点を挙げて福沢に反論した。第一に、国費を投じて鉄道を建設すれば国益が大きいという福沢の議論に対し、鉄道建設に費やすことになる資力や労力は、それがなければ衣服の製造や田畑の耕作、造船等他の国益をもたらすはずだった資力・労力であると述べた。第二に、政府が鉄道を作れば人力車夫や牛馬を用いた運送業者等の貧しい人々が職を失うとし、第三に、政府による鉄道建設は私立の鉄道と比較して高額の費用を要する傾向があることを指摘した<sup>22</sup>。田口はその他の場面でも、政府の経済介入に対する徹底した批判を展開した<sup>23</sup>。

福沢は、政治体制に対する人々の信任の問題と結びつけつつ、政府が担当することが適切な経済領域が存在することを論じたが、「小さい政府」<sup>24</sup>を徹底して求める田口の議論はより単純に「政府」対「民間」の構図を打ち出すものとなった。田口は官営事業の払下げを主張し、自由な市場がもたらす経済的「中央集権」を大胆に肯定する<sup>25</sup>。前項の議論に立ち返れば、各地の鉱山についてまずは比較的受け入れられやすい国有化の処分を行い、また全国で徴収した税金によって官営工場を設立し、その後それらの事業を全国レベルの民間業者に払下げるという政策過程が取られたことは、結果的に田口の言う経済的「中央集権」化を速めたと考えられる。

### (3) 「市民社会」待望と「官から民へ」言説

「政府」・「資本」・「市民」の関係を論じるにあたり、「市民社会」という概念は避けて通れない。以下、植村邦彦氏の議論を参照する。「市民社会」という日本語は、bürgerliche Gesellschaft というマルクスの用語の翻訳として誕生した。マルクス解釈としては、「資本主義社会」の同義語と読むのが正しい。しかし戦前日本のマルクス主義者のうち講座派は、「市民社会」の語に「旧封建体制に対するブルジョア的自由・平等」という肯定的な意味を付与した<sup>26</sup>。

日本の資本主義の現状では、封建制、特に地主制が色濃く残存しているので、プロ

21 福沢諭吉『民間経済録 二編』(1880年5月)第五章「公共ノ事業ノ事」。慶應義塾大学メディアセンターデジタルコレクション (<https://dcollections.lib.keio.ac.jp/ja/fukuzawa/a26/86>) 2021年9月7日最終閲覧。

22 「福沢先生著民間経済録第二篇ヲ読ム」『東京経済雑誌』第39号、1880年9月25日。

23 小林前掲書、39～45頁。

24 河野有理『田口卯吉の夢』(慶應義塾大学出版会、2013年)104頁。

25 同上、104、171頁。

26 植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』(平凡社、2010年)162～172頁。

レタリア革命に先立ってまずはブルジョア革命、すなわち資本主義の全面展開を可能にするための人権・私的所有権・営業の自由等の確立を目指さねばならないと考えたのが講座派の人々である。講座派の山田盛太郎によれば、日本の近代産業は官営事業の設立およびその払下げを通じて、軍事力強化の目的を持った政府により育成された<sup>27</sup>。このような認識の下で、さしあたり獲得すべきものとして「ブルジョア的自由・平等」としての「市民社会」が観念されたわけである。

マルクス主義が弾圧された戦時中に、「市民社会」はアダム・スミスの *civil society* の訳語、「自由と平等と博愛の精神、等価と正義の思想」（高島善哉）として定義しなおされた。これが戦後「日本にはまだ市民社会がない」という言説に結びついた<sup>28</sup>。このような意味を付せられた「市民社会」の語は、1997年、規制緩和・市場原理の尊重を求める企業経営者団体である経済同友会によって、以下のように用いられるに至った。

日本の明治維新以後の近代化の進め方は欧米とは異なっていた。欧米の近代化は市民革命を経て、「民」主体で進められ、市民社会の上に近代国家が形成された。ところが日本では、近代民主主義国家の前提となる市民社会が十分に育っていなかった。そのため、官主導の形で「上からの」近代化が進められた。従って日本は形の上では民主主義国家ではあったが、実態は「官主義」だったのである<sup>29</sup>。

「市民社会」あるいは「民」の語で、経済における私的資本と政治における民主主義を混同させて「官」と対置し、民主主義によって市民の意思を反映した政府が組織されるという回路は極めて低く評価している。「官から民へ」は、その後耳あたりの良いスローガンとして定着した感がある<sup>30</sup>。

---

27 野原慎司『戦後経済学史の群像 日本資本主義はいかに捉えられたか』（白水社、2020年）22～24頁。山田盛太郎『日本資本主義分析』（岩波書店、1977年文庫版を参照。初版は1934年）98～102頁。

28 植村前掲書、177～191頁。

29 経済同友会経済政策委員会「こうして日本を変える—日本経済の仕組みを変える具体策—」（<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/1996/970327.html>）1997年3月、6頁。2021年9月7日最終閲覧。下線は谷川による。植村前掲書9頁に引用。

30 例えば、内閣府「平成17年度 年次経済財政報告」第2章「官から民へ—政府部門の再構築とその課題」（<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je05/05-00200.html>）2021年9月7日最終閲覧。



#### (4) 1990年代以降の新しい「市民社会」論

ソ連に抵抗する東欧諸国の民主化運動を起源として、1990年代以降、新しい「市民社会」論が台頭した。①「市民団体＝結社」およびそれらの「ネットワーク」は経済や政治とは区別される領域に位置すること、②「市民社会＝市民団体」は市場や国家と対立するのではなく、それらを補完しながら一定の影響力を行使すること、③「市民革命」や「急進的改革」は断念されること、等に特徴がある<sup>31</sup>。

このように新しい「市民社会」論は、「市民社会」あるいは「民」と私的資本を同一視する経済同友会の議論とは異なるものだが、植村氏はこれも新自由主義と親和的なものとして批判している。本書でも言及されたイギリス労働党の「第三の道」路線における、「国家と市民社会の協力関係」＝「官民パートナーシップ」はその象徴であり、日本において1998年にNPO法が成立したのも「新自由主義の進展による社会福祉の後退を補完する形で、市民の「ボランティア活動」と「自発的結社」が求められた」ことによると植村氏は指摘する。その上で、「企業の過度の営利活動を規制し制御することは必要だし、可能である。そして、そうすることができるのは「市民団体」ではなく国家である」、「私たちにもできることは、政治的公共圏を通して国家の政策決定への影響力を行使すること」であると結論づけている<sup>32</sup>。

#### (5) 本書の議論

本書の議論は、「草の根」の市民団体の活動を重視している点で、一見植村氏の整理における「新しい「市民社会」論」に近いようだが、市民団体が自治体で政権を獲得し、巨大な私的資本であるグローバル企業およびそれと結託する国家政府やEUに対抗するという構図は新しい。もちろん、新自由主義を後押しした「官」対「民」という単純な二分法とも大きく異なる。企業の過度の営利活動を規制する役割は国家こそが担うべきであるという植村氏の主張はもともとだが、大企業の多くがグローバル企業と化している現在では、国家政府の規制力には限界があるし、国家として外国資本の締め出しを図ることがもたらす対外的・対内的な悪影響についても考慮する必要がある。このような現状において、本書の「ミュニシパリズム」の議論は新しい枠組みとして大いに検討を深めるべきものと言えよう。

「ミュニシパリズム」が日本を含む世界に広く浸透するためには、〈論点1〉や〈論点3〉で述べたように、現に存在し対立している複数の政治的立場のうちの一つを選

31 植村前掲書、281頁。

32 同上、289、301、323～324頁。

押し、純化するのではなく、「地域の富を守る」という一点で、市民運動に参加しない人々を含む、なるべく多くの市民の合意を調達することが必要ではないだろうか。思想信条や経済的利害を異にする市民たちが、生活に直結する地域の問題について顔を合わせて話し合う習慣が根付けば、国家レベル・EU等超国家レベルの民主主義もまた活性化するかもしれない。

## 討論

2021年6月20日（日）16～18時

Zoom オンラインミーティング

〈参加者〉

谷川みらい・笠松和也・上西晴也・辻本侑生・日隈脩一郎・児玉光栄

### 1. 「官から民へ」

笠松 せっかくなので私が本書を読んだ時の感想を交えつつご質問できればと思います。本書を読んで3点、知らなくて驚いたことがありました。1点目は本書の冒頭に出てくる話題ですが、コンセッション方式と指定管理者制度が全然違うのだということを知らず、驚きました。コンセッション方式は運営権を売却するものである一方、指定管理者制度は業務委託の延長線上にあるもので、公立図書館や公共ホールの運営委託は指定管理者制度の方です。水道の公営化はそれとは別の問題なのだとすることをまず認識しなければならぬと知りました。2点目は公営企業に付きまとうイメージに関してです。公営企業というと、「硬直化していて非効率だ」というイメージをもたれがちですが、実はそうではないこともありうるのだということを知り、「オー・ド・パリ」の事例が示したということが非常に衝撃的でした。しかも、企業利益の観点からいっても、むしろ私企業どうしよりも公営企業どうしの方が柔軟にノウハウを提供し合えるという利点があるのだということを知り、驚きました。3点目はメジャー企業のロビイスト活動についてです。これがヨーロッパでは非常に問題になっていて、日本国内においても気づかぬうちに巻き込まれるということを知り、驚きました。以上が本書の感想です。これを踏まえて、議論を提起してみたいと思います。谷川さんのまとめを伺っていて、特に最後に出てきた「官から民へ」というスローガ

ンについて、きちんと考えなければならないのではないかと感じました。というのも、「官から民へ」というスローガンの中の「民」という言葉には、2通りの意味が読み取れてしまうからです。一つは、privateとしての「民」で、「民間企業」を指す意味です。もう一つは、citizenとしての「民」で、「市民」を指す意味です。通常、政府が「官から民へ」と言う時には、privateとしての「民」という意味だと思いますが、そのスローガンがなんとなくソフトに聴こえてしまうのは、citizenとしての「民」の意味を私たちが知らず知らずのうちに汲み取ってしまっているからではないでしょうか。「市民の手で水道事業を再び公営化する」という本書にも、「市民が政策の決定権を取り戻すことによって、公営企業の民営化に対抗する」という構図があり、ここにおいて二重の意味の「民」が関わっているように思います。この「官から民へ」というスローガンを前に思考停止しないことが重要ではないでしょうか。

谷川 ありがとうございます。ご感想と新たな提起をいただきました。「官から民へ」の「民」はcitizenとprivateの2通りに取れるというのは、シンプルな捉え方で分かりやすいと思います。報告の中で言いました通り、「官から民へ」というのが何となく良いものとして捉えられてきた面はやはりあると思うのですよね。「市民」が社会の中で新たな役割を担っていきこうという「新しい「市民社会」論」が、全体的に小さな政府論と合致しているところはあって、その際に「民」というものは「市民」と「企業」をごっちゃにした概念として捉えられてきたのではないかと思います。官・政府の部門を小さくし、「民」のプレゼンスを高めていくのは良いことだと。つまり民間企業+市民の領域が、総じて大きくなっていくことが肯定的に捉えられてきたのだろうと思います。

笠松 どのような場面で「民間企業+市民」を「民」と一括りにできて、どのような場面でできないのかをしっかりと考えていくべきですね。

## 2. 水道法改正の趣旨

上西 今回の読書会の議論の枠組みについて確認したいです。事前に笠松さんがSlackのコメントで、水問題自体というよりも、公営と民営の関係や、ユニシパリズムの問題について議論する感じになるのかな、ということをおっしゃっていたと思います。今回の読者会は、基本的には、日本における2018年の水道法の改正というトピック、法の性格や立法過程といったことを問題にする、というよりは、公営と民営の関係やユニシパリズムについて理念的な問題を考えたい、という趣旨と考えていいのでしょうか？

谷川 いえ、そういった法の問題についても議論していただいてももちろん構いません。私の報告では、ミュニシパリズムとか、そういったところに関心が寄っていましたけれども。この本をお読みになって考えられたことをなんでも提起していただければと思います。

上西 ありがとうございます。法律自体について論じたいわけではないのですが、厚生労働省のHPの「水道法の改正について」というページ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/index_00001.html) 2021年9月18日最終閲覧)に、水道法改正の趣旨についての資料が掲載されています。その内容を読むと、当たり前かもしれませんが、文言として「水メジャーに日本の水道の運営権をどんどん売り渡していくことが目的です」と書いてあるわけではありません。改正の背景にある問題として挙げられているのは、高度成長期に整備された水道が一斉に老朽化していくのに対応しなければならない、ということ、そして、人口減少社会の中で、水道の経営、特に小規模な事業者の経営が次第に成り立たなくなっていくという見通しの中で、水道を維持する方法を考えなければならない、ということです。PFIやコンセッション方式での民間事業者の利用は、上記の問題への対応策の一部として出てくる形になっていて、民営化や外資の導入自体が法改正の一番の主眼ではない、という構成になっていると思います。水道の老朽化や人口の減少という国内の問題と、民営化や外資の参入の問題、どちらが全体的な問題でどちらが部分的な問題かは考え次第の気もしますが、法改正の理念として論じられていることと、書評の「2、水道民営化・コンセッション化に関する近年の議論と本書の位置」で紹介されている、「水ビジネス是か非か」という議論はちょっと距離がある、という印象を受けました。

谷川 ありがとうございます。水道法改正の趣旨と、書評の2で書いたような「水ビジネス是か非か」みたいな議論とは距離があるという話ですけれども、私は正直に言うと、それほど距離があるとは思っていませんでした。改正水道法でも、紹介した吉村さんの議論でも、水道管の老朽化や人口減少などの問題に対応する一つのやり方としてPFIが挙げられています。水道料金が上がったり、不払いに対して厳しくなったりすることは仕方がないし、自治体職員の数を増やす気もない、そういう中で民間資本を活用していこうという一つの流れですよ。どういった形で距離を感じられるのか、もう少し教えていただければいいでしょうか。

上西 そうですね。厚労省の資料の中で、対応策について、最初にキーワードとして出てくるのは、「民営化」ではなく、「広域化」や「広域連携」という言葉になります。その次に「官民連携」という言葉が出てきます。つまり、民営化より先に、まず、

市町村で分かれている事業をひとつの組織に統合する、あるいは、県で持っている上流の施設と町村が持っている末端の施設の事業を統合する、といった話が想定されている。もちろん、法が表向きに掲げている理念とは別に、裏にはさまざまな利害関係や政治的な思惑があるのかもしれないし、実際に成立した条文が、どう機能するように書かれ、実際にはどのように運用されるか、ということも、また別の問題としてあると思います。ただ、理念としては、「広域化」という話を最初に行っているのだから、「民営化」という話を最初に行っているわけではありません。なので、民営化が是か非か、というのは、水道法改正の趣旨の中だと、問題としては一部なのかな、と感じたということだと思います。

谷川 ありがとうございます。広域化・広域連携ということが最初に出てきているというのはありがたいご指摘で、私はあまり考えられてませんでした。それは確かに水道法改正の一つの趣旨だったんですね。勉強不足だったと思います。

上西 それはそれとして、今回の議論では非常に重要なテーマが提起されていると思うので、それを話し合うことは大事だと思っています。

### 3. 公営企業であることの意味

辻本 私は普段公共コンサルタントをしているので、実務の視点も踏まえつつ、谷川さんが提起してくださった〈論点2〉のところに少し寄せる形で少しリプライができればと思うのですが、この本には、日本の水道が公営企業であるという前提が全然出てこないんですね。水道局のホームページとか見ていると、Q & Aに「水道は税金で運営してるんですか?」「違います」みたいなことが書いてあるんですけども、水道は税金で運営しているのではなくて料金で運営していて、なので人口が減ったり設備が老朽化したりすると、困るから料金あげなきゃみたいな話になるので、半分企業みたいなものだっていう前提を、この本は書いてないと思うんですね。じゃあなんで日本の水道が公営企業なんだろうってところが、結構読んでいて疑問に思ったところで、今回は書評を拝見していて、近代期から官と民の間で揺れながら、最終的に規模の経済の問題から公営がいいよねっていう話に落ち着いていったんだろうなと思いました。地方公営企業法は戦後にできた法律なんですけれども、谷川さんが書評でそこに踏み込まれなかったのは、ご専門の立場から禁欲をされたのかなという風に思ったんですが、東京市の話とかが今の制度に繋がるような部分、すなわち現代日本の水道事業が公営企業として独立採算でやっているということと何か繋がっていった部分があったのかどうか、もしあれば教えていただければと思います。



谷川 ありがとうございます。大変鋭い点を突いていただきました。戦後の制度設計に関しては本当に勉強不足なんですけれども、おそらくは戦前の制度が連続していったのではないかと想像していました<sup>33</sup>。

辻本 連続しているという仮説で今日のご発表をされていたというのは非常に納得がいきます。戦前と戦後がつながっているか繋がっていないかというのは、大きな話としてあると思うのですけれども、繋がっているのではないかということであれば、今日のお話しは今どうなっているかということを知るうえで非常に勉強になりました。

谷川 税金ではなく料金で運営している、公営企業であるということがこの本で出てこなかったということを批判されました。それは確かに大きな違いなのだろうと思うのですが、現代の水道事業においては税金からの補填ということを全然していないのでしょうか？

辻本 おっしゃる通り補填しています。繰入金という形で、一般会計からお金を出しています。そういう意味で税金からも入ってると言えば入ってます。

谷川 なるほど、ありがとうございます。なぜ公営企業、料金を基に運営していく主義になったのかということは勉強しておくべきでした。

辻本 逆に私たちなんかは、地方公営企業法が全てなんですね。そこから歴史を語り始めるので、近代がどうだったのかとか、皆全然考えなくて、独立採算の制度設計と

---

33 以下は討論後に谷川が松本洋幸氏および宇野二郎氏の研究を参照し、補足するものである。戦前には、1890年に制定された水道条例の下で市町村公営主義が取られていたが、後に例外が認められ、私営水道や町村組合営水道、府県営水道も設立された。私営水道はもちろん、公営水道においても設立当初から料金の徴収は行われた（松本洋幸『近代水道の政治史 明治初期から戦後復興期まで』（吉田書店、2020年）40、42、358、378頁）。水道条例には、市町村営水道事業の経営のあり方に関する規定は存在しなかった。

1948年の地方自治法改正においては、地方公共団体の具体的な事務を列挙する中で「上水道その他の給水事業、下水道事業、〔中略〕その他企業を経営すること」が挙げられた（1948年7月20日「官報」）。改正は連合国総司令部の指示を受けて行われたが、地方公共団体の上下水道事業が「企業の経営」であるというのは日本側の認識であった。1952年に制定された地方公営企業法においては、地方公共団体が経営し、独立採算制を取る公営企業の具体的なあり方が規定された。公営企業は事業収入を経費に充て、特別な事由によって一般会計から繰り入れを行う場合は翌年度以降に繰り戻さなければならないとされた。また費用として減価償却費を計上したり、企業債を発行したりすることが可能とされ、資金的な自由度が確保された。水道事業はこの制度の主たる対象となった。1957年には水道法が制定され、水道条例は廃止された（宇野二郎「市町村水道事業と地方自治 一九四七年から五二年まで」『札幌法学』20巻1・2号、2009年3月、76～77、81、85～86、93頁）。

独立採算の公営企業という日本の水道の性格が確立したのは戦後であるが、その原型は戦前から存在したと言えそうである。

して始まっているのが当たり前なので、そういう意味で、逆にそれを相対化される意味で、近代ではこうだったとか、そういう事を考える意味は大きいと思いました。

谷川 完全に税金で運営している国の例もありましたね（本書、91頁）

#### 4. 「官」と「民」の切れ目

上西 チャットで児玉さんが色々コメントされていますけれども……。

谷川 ありがとうございます、児玉さん。

〔児玉コメント：「官民連携の前に、官官連携を考えることが出来そうですね」など〕

日隈 いいですか、児玉さんのコメントにも関わってくると思うんですが、この本の中で最初に公公連携が取り上げられてるじゃないですか。先ほど上西さんにもご指摘いただいたように、最初から資本主義感丸出しの企業が水道事業に乗り出すみたいなことって、あんまり日本では考えにくいのかなとも若干思ったりするわけですね。特殊法人とか色々あつたりしますね、NHKとかJRとかJRAとか色々ありますけど、その中間、「半官半民」みたいな言い方ありますけど、そういうポジションをどうやってこの本の中から積極化できるのかなというのはちょっと疑問に思いましたね。公か民、官か民しかないみたいな、二項対立図式をひたすら理念化しようとしてる感じがありました。ちょっとあんまり全部読めてないのですが。

谷川 ありがとうございます。「半官半民」は、明らかに岸本さんは積極的に捉えていないですよ。官の事業の中に民間企業が入って行って官民連携ということでやるんだけれども、それでは資本の論理に飲み込まれてしまうことになる、現場の仕事は民間企業がやり、公の側が監視をすることになっていたとしても、監視はうまく機能しないので、結局企業のやりたい放題というイメージで半官半民の事業は捉えられていますね。

日隈 ありがとうございます。そもそも日本に官とか民とかあるのかってちょっと思ったりします。公共の事を考えない行政とか、ソーシャルアントレプレナーシップという意味での社会起業を考えなければならない私企業とかもある中で、何が官と民を分かつものになっているのかってのは、例えば官僚の業務、コンサルティング業務は重要な部分が私企業に丸投げされてたりするって現実があつたりするわけですよ。そうなるるとどこで、どこまで、何で、何を区切れるのかっていう気がしますね。こういう他の本を読んでいると。ちょっと漠然とした、谷川さんへのご質問とよりは何て言うか議論の種というか、そういう感じになってしまいました。

谷川 ありがとうございます。「民」が営利企業だとしたら、営利企業と政府の切れ

目というのは明らかにあって、営利を目的とするかしないかというところだろうとは思いますが。ソーシャルアントレプレナーシップと言われたように、社会全体の利益を一つの目的としながら運営される民間企業はあるわけですが、企業として利益を上げなければ存続できないので、やはり官とは違うと思うのですが……。

**辻本** そこも面白いのは、たぶん利益の有無が大きくて、厚労省は事業によって厚労省の利益を生みませんよね。例えば水道局は利益を上げなくちゃいけないんです。最低限、運用上独立採算を保てるだけの利益を上げなきゃいけない、儲けすぎではいけないけど儲けてくださいみたいな。もしかしたら NPO とか、ある種の社会的企業、財団法人とかそうかもしれないですね。

**谷川** 儲けすぎないという規範がどこまで効いてくるかということですね。

**上西** 明治前期の歴史研究をしていると、どこまでが「官」で、どこからが「民」なのだろうか、という気がする部分は結構あります。鉄道で言えば、1880年代に、現在の東北本線を建設した、日本鉄道という会社が設立されます。この会社は、形式としては私立の株式会社で、経営管理は自社で行っている。しかし、建設・保線・運転は鉄道局に委託している。また、利益や、株主に支払う利子が欠損した時に、政府が補填する、という形で補助金も受けている。さらに、会社の事業形態を定めた「特許条約書」は政府が下付する形を取っている、というように、制度面でも実質的な運営の面でも、さまざまな形で官が関わっている、という会社です（中村尚史『日本鉄道業の形成 1869-1894年』、日本経済評論社、1998年、73～78頁を参照）。では、なぜ国が直接建設せずに、民営鉄道という形をとって建設することになったのかと言えば、基本的には、政府の財政難の中で、官営の鉄道に、全国の鉄道幹線の建設を一気に進めるだけのリソースがない、という問題があるからです。そうした時に、株式会社という形を取ることで、税金とは別の形で民間から資金調達できる組織を作って、そこが、官営鉄道の手が回らない路線の建設を行っていく。しかし、日本鉄道を嚆矢として、1880年代に次々設立された民営鉄道の多くは、1906年の鉄道国有法で国有化されます。谷川さんの書評の「3、近代日本における公営化事例」では、1910年代以降の東京市郊外で、町営水道・町村組合水道・私営水道が成立したのち、統合・買収されて東京市水道に一元化される、という事例が、松本洋幸氏の研究に基づいて紹介されています。明治期の鉄道国有化の経過と、似ている部分があるのではないのでしょうか。インフラの整備をしなければならないが、経済的にそれを一つの組織だけで遂行することが難しいという時に、複数の組織を作っているいろいろな形で資金調達できるようにすることで、限られた資源をなるべく効率的に運用して建設を進めていく。近代日本においてはよく見られる現象だと思います。もっとも、上記の通り、近代日本

の課題は、現時点では経済・人口の規模が小さいが、将来に向かっては拡大傾向にある中で、未整備であるインフラの建設をどう進めていくか、ということでした。現代日本が直面しているのは、経済・人口が縮小していく中で、すでに建設されたインフラの維持をどうするか、という問題だと思うので、近代とは課題が異なるでしょう。ただ、近代におけるあり方を考えると、水道にしる鉄道にしる、必ずしも官が全てを運営することが自明ではないし、官と民の境界をはっきりと区切れない場合もある、という印象は受けます。

谷川 とてもありがたい指摘でした。おっしゃる通りだと思います。一点付け加えると、明治期に、広い意味での民間資本が公益事業を補填するような動きというのは、外国への対抗という面があるわけですね。インフラ整備に外国資本が入ることは望ましくないと考えられていて、その中で日本の国力を上げるために国内の民間資本が動員されていくという形で。しかし本書にあるような水道公営化や民営化で問題になっているのは、世界的な水ビジネスが展開している中において、日本の水道を資本市場に開放するかどうかというところなのですね。その辺りは明治期と現在で大きく文脈が異なると思います。

兎玉 今の上西さんと谷川さんの議論は、最初の笠松さんが提起された内容と含めて大変興味深いと思っております。というのは外国資本の企業つまり民間は市民社会における党派性は持たない、つまりその水道事業をビジネスとして営利目的で利益を上げるためにその水道事業というものに関与していく。一方で日本の政府の自治体に委託されたり収益を上げるために立てられた企業というのは、その外国資本の民とは異なって党派性を持っている可能性があるのかなと私は感じました。つまりそれがどういう方向性に行くにせよ、やはり官から生まれた民であるため、官の持つ党派性、まあここで言う本日読書会でおっしゃられていた資本主義の部分で指すのであれば、国の意向に沿った民間企業というところで水ビジネスに関与してしまう。前者、外国資本の議論で言うのであれば、おそらく官と民は分けられて議論することができて、今回谷川さんがおっしゃられてた、読書会で述べられてたアプローチができるけれども、後者の部分、つまり官から、先ほど辻本さんもおっしゃっていたように、コンサルタントに委託されていたり、日隈さんもおっしゃっていたように自治体の事業は実は丸投げされているというところで組んで半官半民の議論で考えると、前者とは民の性質が異なっていて、それらの議論が先ほど上西がおっしゃっていたように複雑性が増す。これは、私が個人的にすごく興味深いと思ったのは、笠松さんが最初に挙げられていたその民の部分の部分が市民と民間どちらも二つで考えられる可能性がある、これ私すごく面白いと思っていて、今回今国家と民間と市民で、三つで考えた時に、市民も民間



に属してるんですね。民間企業に。まあ労働者、働いているということで、市民でありながらも民間企業の一員である可能性がある。かつ国家は民間もその国家の中に属してる可能性も生まれてしまうと。だから市民社会を考えた時にその国家と区別すること、国家と分けて考えることの難しさもあるけれど、民の中でも市民と民間で分けることも難しくなっている。この二つの論点が発生してしまうというところは笠松さんの指摘からすごく面白いと感じました。加えて、〈論点3〉の話にも関わると思うのですが、今回よりも民間が強くなってしまう可能性があるとは私は考えました。つまり自治体が、費用コスト、水道の老朽化によるインフラのマネジメントができないから、どうしても企業に委託せざるを得ない、それが広域連携からの民間連携、官民連携か、になるにせよ、自治体よりも資本主義においては民間の方が強くなってしまいうところ、実は資本主義と民主主義の対立といえども、よりまた上位というか、より強い民間と自治体、市民社会三層構造になりうる可能性があるのかなというのは、皆様の話から考える部分があって大変面白かったです。すみません、感想ベースで色々提起をさせていただきましたがいかがでしょうか。

谷川 ありがとうございます。これまでの議論を総括していただいたような形で、すごく勉強になります。

辻本 谷川さんの論文を事前に拝読して、まさに官と民が切り離せないところを描かれているのかなと思っています。今、児玉さんがおっしゃってたみたいに、実際はそれこそ市民の中にも当然官で働いてる人もいるし、官と深く関わってる民で働いてる人もいるし、そういう意味では腑分けできませんよね。でもやっぱり官に吸い寄せられていく力みたいのはありますよね。そこらへんが難しいなと思いました。

上西 「市民」という言葉と「民営企業」という言葉にどちらも「民」が含まれている、という笠松さんのご指摘から議論が展開していて、大変興味深く、また、勉強になりました。一方、谷川さんが提起された論点の一つとして、地域と中央、というテーマがあると思います。谷川さんの書評の「4. 日本の官営事業と「市民社会」」(1)の註17で、明治政府による東北地方の開発やインフラ整備の政策が、結局は東北地方に元々あった「富」の中央への移動・収奪になっていたのではないか、という議論が紹介されています。市民と国家、企業と官という軸に加えてもう一つ、地域と中央、という軸で考える必要があるのではないか、ということですね。あるいは、中央＝国家・大企業ではなくて、地方（非都市部）と都市、という軸もあるかもしれません。現代の水道の問題でも、東京や大阪のような大都市圏であれば、民間がやるにしろ水道局がやるにしろ、とにかく経営自体は成り立つわけです。しかし、都市部ではない地方においては、今後は経営が成り立たなくなるかもしれない、ということが現在の問題である



わけで、地域というのはたしかに、重要な論点だと思います。もう一点、今回取り上げられている、水道・電力・鉄道といった分野は、それ自体が利益を生む事業になりうる、という側面と、インフラである、という側面とが重なっている分野であることが、議論を複雑にしていると思います。書評の「4. 日本の官営事業と「市民社会」」(2)で紹介された、福沢諭吉と田口卯吉の論争が成り立つのも、鉄道や電力には、事業自体が利益を生む側面があるからこそだと思います。一方で、日本の近代史においては、たとえば河川の堤防をどう建設してどう維持するか、といった、それ自体では利益を生まない事業をどう遂行して、その負担をどのようにすべきか、という議論の文脈もあると思います。近年の研究ではたとえば、池田真歩「地方と国家の間の首都計画 市区改正取調の開始と東京府庁」(『史学雑誌』126巻3号、2017年)が、それ自体は利益を生まない事業を、どう立案してどう実行しようとしたか、という問題を、鈴木智行「受益者負担の成立過程 都市計画法制定過程再考」(『歴史と経済』62巻2号、2020年)が、どのような仕組みで誰に負担させようとしたか、という問題を、いずれも都市計画を題材にして扱っています。官業は是か非か、という論争の文脈以外に、そういった、それ自体は儲からないインフラを維持する痛みをどう負担してきたのか、という議論も参照する価値があると思いました。

谷川 ありがとうございます。そうですね、水道事業というのが「痛みを分かち合う」式の、儲からないけれどもやらなければならないインフラであるよりは、もう少し儲かる事業であって、水道料金を上げたり、料金取立を厳しくしたりすれば民間企業としても十分採算がとれる事業であるというところが、事態を複雑にしているのでしょうか。

笠松 先ほどから議論に挙がっている官と民の区別や都市と地方の関係は、おそらく本書からすれば、あまり問題にならないのだと思います。というのも、本書の書き方では、コンセッション方式で、半官半民の企業なり、民間企業なりに運営権を売却してしまうと、結局その運営権がさらに別の企業に売却され、最終的には水メジャー企業に行き着くおそれがあるというふうに、議論を組み立てているからです。こうした本書の書き方自体も、議論する際に注意しなければならないですよ。

## 5. ミュニシパリズム

谷川 笠松さんがおっしゃる通り本書は、転売可能な水道運営権は結局グローバル企業に行ってしまう、純粋な資本の論理に取り込まれるというイメージで書かれているので、官と民が分かちがたく結びつくような状況は問題になっていないのだと思いま

す。しかし皆さんがおっしゃるように、日本において今後事態が本書が描くような形で展開していくかということ、疑問が残る面はあると思います。水メジャー企業に運営権が渡る前に、国内の有力な、政府と結びつきの強い企業が多く自治体の水道に進出することになるのかもしれませんが。その結果として地域の富が国の「中央」に流出するということもあるかもしれません。上西さんに、地域と中央という論点を谷川が重視しているということを指摘していただいて、大変ありがたく思っています。仮に外国資本をシャットアウトしたとしても、日本政府と結びつきの強い企業が、色々な官民連携のビジネスに進出して行って、そこで成長していく。それが各地域に対してはあまり豊かさをもたらさないということはある得るだろうと思いました。その中で、その岸本さんが言う「ミュニシパリズム」、自治体の重視という発想は、一つの考え方として有望であろうなと思ったんですよ。その点、自治体を重視するということについて、皆さんはどのような風に捉えられましたか？

**辻本** ミュニシパリズムは個人的には結構ぶっ飛んでるなと思っていて、例えば入札とかで地元企業を優遇するみたいなことを結構やるところがありますよね。そういう意味では地元の資本を優先しようということをやろうとしてる所は結構あって、逆に業者選定等を透明化しようって動きがあるからこそ、外部の業者が入ってきちゃうみたいなのはある気はします。ミュニシパリズムとはちょっと違いますが、例えばドイツにはシュタットベルケという公社みたいなものがあるんですね。電気事業とかガス事業とか、富を地域の中にみたいな発想があるので、ヨーロッパの中でも、もう少し党派的にならなそうなモデルはいくつかあるかなと思いました。

**谷川** ミュニシパリズムがぶっ飛んでるとするのは、あまりにも党派的だからですか？

**辻本** 例えば難民を受け入れるとかっていうのは、間違っていないと思うんですが、自治体がそれを言い出したら大混乱になるんじゃないか、これを例えばなんとか市のホームページに載せられるかということ、載せるのけっこう大変なんじゃないかと。そういう意味では党派性があるかどうかというのは難しいですが……。

**笠松** 確かに、ミュニシパリズムには私も可能性を感じるのですがけれども、その反面、国単位でやらなくてはいけないことが出てきた時に、どう調整をつけるのが難しいところですよ。例えば、新型コロナウイルスのワクチン接種もそうですし、地球温暖化等の気候変動の問題もそうです。そうした問題をミュニシパリズムで扱うことができるのが疑問です。特定の地域における公害の問題ならば、その地域で解決することはできるかもしれませんが、地球温暖化のために行動しなければならないという場合には、ミュニシパリズムだけでは解決できないと思います。むしろ、自分たちの

地域の利益だけを考えて、どんどん石油を焚いて火力発電をしてしまうとということも起こりうる。なので、ムニシパリズムに着目するのは良いのですが、ムニシパリズムにすればすべてが解決するかのように議論を進めるのは間違っていると思います。

谷川 そうですね、温暖化の問題は本書（140、147頁）や、本書を引用している斎藤幸平『人新世の「資本論」』（集英社、2020年）がまさに論じていることで、その議論においては、国家はすでにグローバル企業と結託していて、温暖化問題を解決するのに十分な力を持たないと。だから自覚した市民やそれに支えられた自治体が主体になって連帯してやるんだという話なんですよ。政治運動である以上当然と言えば当然ですが、民主主義を活性化させると言っても、どのような社会を目指すべきかという結論はあらかじめ想定されているので、その意味でイデオロギー闘争の趣は強いと思います。自治体のある種の思想の持主を中心とする運動が握っていくことに活路を見出している。ムニシパリズムというのはそういうものでしかないのですかね……。

## 6. 河川流域の広域連携

日隈 ムニシパリズムは選挙によらない政治参加って端的にまとめられていたが（本書、133～134頁）、それと谷川さんが提起して下さった地域って問題がどうかかわるかって言うと、例えば本書の中にもしばしば流域共同体って出てきますけど、水源の問題で下流域に生きてる人たちと上流域に生きてる人たちって、同じ利害を共有しているわけですよ。そういう時に自治体が区分されていると、下流域の人は上流域の問題に口出せない、つまり選挙によって上流域の自治体に対し参加できないみたいな話って出てくると思うんですけど、そういう時に、選挙を越えた、下流域の人たちが上流域の人たちにロビイング活動をするみたいな、そういうことが想定されているのであって、でもそういう行動は確かにしばしば、下流域の人たちが上流域の自治体にのそのそやってきて、なんかわけわからんこと言ってるみたいな、党派的に見えてしまう面があったりするわけですけど、公共ってものをその流域における利益みたいなもの、それにもアクセスできる人たちの集団って考えると、まあ比較的受け入れられる余地があるのかな、つまり単によそのことに口出してる奴らに見えなくなるのではないかなとちょっと思いました。ちょっと何言ってるかわかんなかったかも知れないですけど。

谷川 いいえ、ありがとうございます。よそのことに口を出すことが党派性、という

捉え方でしょうか？

日隈 ここではそういう風に言ってしまいました。

谷川 ミュニシパリズムは選挙によらないということが大事なんだという捉え方も改めて提起していただいて、ありがとうございます。

笠松 流域全体で広域連携ができるかという問題でしょうか。

日隈 そうですね、ミュニシパリズムが働くレイヤーって言うんですか、は、広域の共同体というものが有り得ると仮に指定した場合に有り得ると思いました。

笠松 つまり、広域連携における党派性の問題ですかね。

日隈 そうですね、そこで既存の自治体、区画区分された状況の中では、本来的には同じ問題に参入しなければならない人たちが分断されているっていうことが立法過程でも行政過程でもあると思うんですけど、そういうものをミュニシパリズムが越えていけるということなのかなと思ったという。例えば愛知県の矢作川でしたっけ、とかは実際にそういう流域共同体の構築みたいな、対話集会みたいなのが結構行われているようで、水にかぎらず例えば電力とかも、福島第一原子力発電所で作られた電気は多くを首都圏で使っているという話がありますけど、そういうのとも関わってくる問題で、でもただ共同で討議を持つような場が今のところない、国政レベルだったらそういうことを扱うのかもしれないですが、福島県議会と東京都議会で合同議会を作るとかっていうことはおよそ考えられないので、そういうものを越えるのはやっぱり市民のミュニシパリズム的な動き……ちょっとまあ理想的な話でありますけど。

笠松 それは現時点での広域連携に何か問題があるという意味でしょうか。

日隈 そうですね、僕が現時点での広域連携についてあんまり何も知らないっていうのはありますけど、ある行政機構とその他の行政機構が協定なり協約なりを結んで色々頑張らしようというレベルのことしか想定してないので、そういう意味では物足りないのかなと思ったりします。

笠松 国内の大規模な河川の多くに関しては、防災の観点から、流域の自治体が協定を結んでいるところが多いと思います。これに対して、河川の管理にもう少し住民の視点を入れようということで、住民運動が行われている地域があるというふうに理解しています。ご指摘の点は、こうした住民運動とも関わりがあるのでしょうか。

日隈 そうですね、住民が参加し始めてるような動きをするような動きを後支えするような思想とかキーワードとしては、ミュニシパリズムっていうのは使えるのになって思いました。現状を後支えするようなもの、芽生え始めている動きに対してエンパワーメントするような言葉としてミュニシパリズム使えるだろうって思ったぐらいで、現状を否定するとか、そういうニュアンスで言ったわけではなかったです。

上西 ちょっと議論を理解できていないかわからないのですが、つまり、たとえば水の問題に対処するのに、何らかの形で広域での連携は必要である、と。しかし、そのとき、各地域の住民が自主性を発揮することが、必ずしも広域連携に結びつくとは限らない。むしろ、各地域の住民が自由に行動したら、上流域と下流域は利害関係で衝突するかもしれない。そこで、一つの水系全体で協調して動けるような枠組みを構築するために、ムニシパリズムという思想が有効かもしれない、というお話でよろしいでしょうか？

日隈 そういう風に思っていました。ありがとうございます。

笠松 すでに流域の自治体間で協定がある中で、どこにムニシパリズムが効いてくるのかということが気になります。

日隈 僕があまり、すでにあるそういう動きがよくわかってないところがあるので、僕はそう思っていたつもりでも、すでになんかそういうことがあったということになっている気がします。今落ち込んでいる状況は。

谷川 笠松さんが紹介して下さった流域共同体というのは、私はすごく無知なんですけれども、どういった枠組みで動くものですか？

笠松 防災という面が強いのだと理解しています。例えば、上流で大雨が降り、ダムの決壊を防ぐために水を流さなければならないとなった時に、下流で洪水が起こらないように、きちんと連携しなければならない場面があります。

谷川 それは各自治体の役所レベルで協議するんですか？それとも住民が参画して話し合うということまで行われるのでしょうか？

笠松 それは役所のレベルです。

## 7. ムニシパリズムと学会運営／北海道の外国資本

谷川 多分、岸本さんがムニシパリズムと言うのは、住民が直接顔を合わせて、直接民主主義的に議論ができるようなレベル、小ささの領域において、自治体という権力が制度化されていて、それが市民と政治を連結させるキーになる、そういうことが焦点なんじゃないかなと思うんですね。既存の自治体という法的な枠組みがあって、それは市民が一人一人顔を見ながら話し合いをして何か意見を反映できる程度の規模であり、法的な力を持っている、そこが突破口になるという話をしていて、その有効性がどうなのかというところが、私としては考えたかったところでした。

辻本 そうですね、そこでもう一個、ムニシパリズムが現実的じゃないなと思ったのは、「やっぱり人にやってもらっちゃった方が楽じゃないですか」というのは正



直ありますよね。水道を DIY 的に自分たちで管理するのもありですけど、ノウハウのある外資がやってくれちゃったらその方が安く上がるかもしれない。その例として学会の話をしようと思ってたんですけども、例えば皆さんが『人文×社会』という雑誌を作ってるのは、普通の学会はお金を会員から集めて編集業務を動かしているのを、投稿者を誰にでも開いて、無料でやってらっしゃっています。すごい大変だな、ありがたいなと思っています。やっぱりお願いした方が絶対楽だからだと思うんですけども、そこをあえて自分たちでやるみたいなのは、もしかしたらミュニシパリズムとつながるのかなと思いました。

児玉 次もし読書会を開いていただけるなら、学会と今回の議論を足していただければまた参加したいなと思った次第ではあります。私も2点ほど提起というか、面白いなと思ったところで皆さんと共有させていただければと思います。1点目は、ミュニシパリズムは、所感として、古代のアテネ、古典的民主主義理論や、市民共和主義的、伝統的なああいう民主主義の理論は少し関連するのではないかと感じました。特に熟議という議論ですね。市民が話し合っただけで政治的決定をその共同体の中で決めるというのは地方・国単位で異なれど、何か示唆的になるものであるのかなと感じました。2点目は、日本でミュニシパリズムを考える時に、今回の水道の事例も含めて、私が個人的に興味を持った事例がございますので、ちょっと共有いたします。チャットでリンクを2つ貼ったのですが<sup>34</sup>、北海道のニセコエリアの事例で、北海道でミュニシパリズムがどうなるのかというのは、今後ちょっと注目できるのではないかなというのが、私は個人的に感じました。理由としてはニセコエリアで、NHKの所にもあるのですが、今現在の北海道では外国資本が入っている自治体が大変増えております。加えて鉄道においては北海道のインフラというのはJRを中心に廃止傾向にあるというのが状況にあって、今現在北海道に住んでいる市民の方々は恐らくなにか、都市部に移動するか、何かしら行動を求められる時期が来るのではないかなと感じています。一方で外国資本が来る中で、先ほど川での事例があったように、外国資本が来ている自治体と、外国資本が入っていない自治体で、たぶんその川と同じような差が生まれる可能性があるとなった時に、今回谷川さんが読書会を通じて提示して下さったミュニシパリズムというのは日本の中の事例として考え得るのではないかなと思ったので皆さんに共有いたします。これらも今後の読書会でまた議論できればと思います。

34 リンク1：NHK ほっとニュース web 「高額物件が飛ぶように売れる北海道 コロナ禍で何が？」2021年2月26日 (<https://www.nhk.or.jp/hokkaido/articles/slug-n7b0a3f84f610>)  
リンク2：乗りものニュース 「JR北海道18駅を廃止へ 2021年春のダイヤ見直しで」2020年12月9日 (<https://trafficnews.jp/photo/102680>)

以上です、ありがとうございました。

谷川 北海道で、外国資本が入っている自治体とそうでない自治体で利害の差が生じるという話でしょうか、完全に追い切れていないのですが……。

児玉 はい、おっしゃる通りです。北海道では東京や大阪と比べて、やはりそういうところで、地方というところで、国全体で見るとインフラとか制度を含めて優先順位は下がってしまう。けれど、ニセコエリアを中心に外国の資本は入っているっていうところの特徴を持っていて、それが本読書会で述べられていたところに、一つの事例ではないですけど、考えられるのではないかと思い、紹介いたしました。

谷川 北海道で外国資本が入っていることは、今回読まれた記事の中では肯定的に評価されているんですか？それとも問題があるとされているのでしょうか。また児玉さんとしてはどういう風に評価されているのでしょうか。

児玉 はい、今回の記事では外国資本が入っているんだけどコロナ禍で大丈夫なの？という内容の提起をする記事ですが、ではこれまで外国資本が入ってきてどうだったかというところでは、様々な議論はあると思うのですが、実際にニセコエリアでの土地価格がだいぶ高騰していて、実際に観光産業という側面においては、自治体に大きな利益をもたらしているというのは事実としてあると思います。私の所感としては、難しいですね、今まで議論されてきたように、都市と地方で地域的な差があったりとか、自治体の中でもやはり官民の連携の中で難しいところがあって、そこが外国資本によって補われて、それこそ自治体の維持に繋がっているという事実は、なんと言いますか、議論の余地はあるのかなというのが私の所感でございます。

谷川 ありがとうございます。良い事例を紹介していただいたと思います。外国資本は自治体に富をもたらさないものとして岸本さんの本では紹介されていたわけですがけれども、一律に評価しきれないところがあるかもしれませんね。運営の稚拙さで明確な議論の流れを作れなかったところはあるんですけども、本当にたくさんの提起していただいてとても勉強になりました。議論しきれなかった学会との関連、自分たちで運営するというこの大変さについては、できれば今後議論する機会を持てればと思います。